

(平成 26 年 6 月 4 日)

松戸市議会議長 小沢 暁民様

活かせ 9 条松戸ネット代表世話人
(住所) 松戸市新松戸 5-1 D-501
(氏名) 今川 和子 印
(住所) 鎌ヶ谷市東中沢 1-1-29-804
(氏名) 戸部 光枝 印
(住所) 松戸市八ヶ崎 1-36-26
(氏名) 麻場 文男 印

集団的自衛権行使の容認に反対する意見書の提出を求める陳情

[陳情の趣旨]

日本国憲法は、日本国民とアジアの人々におびたしい惨禍と犠牲を強いた戦争への痛苦の反省に基づき、近代的憲法として国民の人権と自由を守るために国家権力を縛るという立憲主義の立場に立ち、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和という 3 本の柱からなっている憲法であります。そして、この日本国憲法のもと戦後 68 年間、日本は海外での戦争で 1 人の人も殺さず、また殺されずにきました。

ところが、改憲を狙って登場した安倍首相は、昨年、憲法改定を容易にするため改正条項の第 96 条を改定しようとしたのですが、国民の反対、そして国会の中でも与党自民党の元幹部等の反対で頓挫してしまいました。そして今回は歴代政府がとってきた憲法解釈「日本は集団的自衛権はあるが、憲法第 9 条があるので行使はできない」という解釈を変え、行使の容認を行なおうとしています。「集団的自衛権とは国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないに関わらず、実力をもって阻止することが正当化される権利」(2014 年 5 月 28 日衆議院予算委員会での横畠裕介内閣法制局長官の答弁)です。今、現実の世界では日本がアメリカの行なう戦争に自分から進んで参加することです。日本の「自衛」とは全く関係がないところで、日本の若者が血を流すことです。これを許すならば、時々政府の都合によって憲法が変えられることになり、立憲主義の否定であり、憲法第 9 条の骨抜きになります。したがって私たちは断じて許すことができません。

どうか「世界平和都市宣言」をしている当松戸市において松戸市議会の名をもちまして、この「集団的自衛権行使の容認に反対する」意見書を国及び関係行政庁にあげていただくことを心より願うものです。

[陳情事項]

集団的自衛権行使の容認は認めることができません。よって、松戸市議会として、国と関係行政庁に**集団的自衛権行使の容認に反対する意見書**を提出することを陳情いたします。